



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 証紙代金収納計器の取扱人の指定事項の変更の承認（税務課） ..... 1
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課） ..... 2
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） ..... 2

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） ..... 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） ..... 3

### 選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 ..... 3
- 不在者投票を行うことができる施設の指定 ..... 4

## 告 示

### 沖縄県告示第287号

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則（昭和51年沖縄県規則第35号）第10条第4項の規定により、昭和59年沖縄県告示第301号で告示した証紙代金収納計器の取扱人に係る指定事項の変更を次のとおり承認した。

平成19年4月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 主たる事務所の所在地 浦添市字港川512番地の4
- 2 名称 財団法人沖縄県陸運協力会
- 3 変更承認に係る事項

#### (1) 変更前

証紙代金収納計器の取扱場所	証紙代金収納計器の名称、型式及び計器記号
宮古島市平良字下里1037番地の1	ハスラー計器 F88型 沖縄003 ハスラー計器 S337/F325A型 沖縄012
石垣市字真栄里863番地の15	ハスラー計器 F88型 沖縄009 ハスラー計器 F88型 沖縄010

#### (2) 変更後

証紙代金収納計器の取扱場所	証紙代金収納計器の名称、型式及び計器記号
宮古島市平良字下里1037番地の1	ハスラー計器 F88型 沖縄003 ハスラー計器 S337/F325A型 沖縄012
石垣市字真栄里863番地の15	ハスラー計器 F88型 沖縄009 ハスラー計器 F88型 沖縄010

浦添市字港川500番地の10

ハスラー計器 F88型 沖縄008  
 ハスラー計器 S337/F325A型 沖縄011

## 4 変更年月日 平成19年4月1日

## 沖縄県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成19年4月3日から同月16日まで一般の縦覧に供する。

平成19年4月3日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 330号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区 間	敷 地 の 幅 員	延 長
旧	那覇市古島1丁目100番29から 那覇市字真嘉比326番4まで	30.0m ~ 148.0m	160.0m
新	那覇市古島1丁目100番29から 那覇市字真嘉比326番4まで	30.0m ~ 40.6m	160.0m

## 沖縄県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成19年4月3日から同月16日まで一般の縦覧に供する。

平成19年4月3日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 糸満与那原線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区 間	敷 地 の 幅 員	延 長
旧	糸満市字糸満1942番17から 糸満市字糸満615番まで	9.2m ~ 76.0m	364.3m
新	糸満市字糸満1982番2から 糸満市字糸満615番まで	4.9m ~ 93.6m	464.6m

## 沖縄県告示第290号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局南部国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成19年4月3日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公共測量を実施した地域 那覇市字鏡水及び字安次嶺
- 2 公共測量を実施した期間 平成18年5月25日から平成19年3月9日まで
- 3 作業種類 公共測量（道路計画図面作成業務）

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成19年5月16日まで縦覧に供する。

平成19年4月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成19年3月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人首里まちづくり研究会
- 3 代表者の氏名 石崎雅彦
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里当蔵町2丁目13番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県那覇市首里地区における地域社会の理解の基に、首里地域コミュニティの活性化を図り、首里古来の文化を啓蒙し、同時にまちづくりに関する事業を行い、ハード・ソフト両面の活動を通して、首里地区の経済の発展と誇り高い生活に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成19年4月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年7月13日 沖縄県指令土第748号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字登又98番1及び98番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字登又98番1 宮城哲也
- 5 検査済証番号 平成19年3月23日 第2522号
- 6 工事完了年月日 平成19年2月28日

## 選挙管理委員会事項

### 沖縄県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成19年沖縄県選挙管理委員会告示第2号は、廃止する。

平成19年4月3日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿 波 連 本 伸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 20,991
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 241,585
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選 挙 区 名	3分の1の数
名護市	14,776
うるま市	29,126
沖縄市	32,386
宜野湾市	22,551

浦添市	26,735
那覇市	81,096
豊見城市	13,349
南城市	10,405
糸満市	14,152
宮古島市（宮古郡を含む。）	14,664
石垣市（八重山郡を含む。）	13,475
国頭郡（島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。）	18,393
中頭郡	36,206
島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）	22,526

### 沖縄県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定した。

平成19年4月3日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

施設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
宗教法人セブンスデー・アドベンチスト教団アドベンチストメディカルセンター	西原町字幸地868番地	平成19年3月20日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円